平成２３年（フ）第３７号
兵庫県たつの市龍野町富永324番地１
債務者　藤本　由加（旧姓早柏）
１　決定年月日時　平成23年９月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２３年（フ）第４１号
兵庫県たつの市龍野町富永1005番地35
債務者　石川　太三
１　決定年月日時　平成23年９月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２３年（フ）第４４号
兵庫県揖保郡太子町吉福274番地39
債務者　岸本　喜男
１　決定年月日時　平成23年９月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２３年（フ）第３５２号
奈良県大和郡山市額田部北町647番地38
債務者　河村　知昭
１　決定年月日時　平成23年９月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第２５８号
徳島県鳴門市撫養町大桑島字北之組111番地３
債務者　溝渕　真弓
１　決定年月日時　平成23年９月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２６８号
徳島市津田浜之町６番１―131号
債務者　小田　久和
１　決定年月日時　平成23年９月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３１７号
盛岡市津志田27地割43番地31、旧住所福岡市博多区吉塚７丁目12番５―808号
債務者　小笠原知美
１　決定年月日時　平成23年９月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第３５０号
岩手県岩手郡岩手町大字沼宮内第13地割10番地　第一民部田住宅202号
債務者　畠山　安弘
１　決定年月日時　平成23年９月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第３５３号
盛岡市三ツ割５丁目８番９号
債務者　大澤　義和
１　決定年月日時　平成23年９月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第１５５号
福島県郡山市大槻町字北八耕地１番地の２　グリーンステージ101号
債務者　永井トモ子
１　決定年月日時　平成23年９月７日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２３年（フ）第１５６号
福島県郡山市大槻町字北八耕地１番地の２　グリーンステージ101号
債務者　永井　孝一
１　決定年月日時　平成23年９月７日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２３年（フ）第１９２号
広島県福山市山手町７丁目８番４－５号、旧住所広島県府中市上下町有福1366番地３
債務者　尼子　範行（旧姓貞丸）
１　決定年月日時　平成23年９月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第２０６号
広島県福山市宝町７番24―1404号、旧住所広島県福山市木之庄町２丁目13番51―307号　パサージュ福山木之庄
債務者　柄崎　操子（旧姓近藤）
１　決定年月日時　平成23年９月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第４５号
高知県土佐清水市戎町１番31号
債務者　川野　正貴
１　決定年月日時　平成23年９月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２３年（フ）第２１６号
広島県福山市緑町２番38―206号　アーバンビュー緑町公園、旧住所広島県福山市東深津町７丁目２番20号
債務者　佐藤　和之
１　決定年月日時　平成23年９月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第５１７号
神戸市兵庫区神田町９番４号　雅ハイツ302号
債務者　中野　麻衣
１　決定年月日時　平成23年９月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６７６号
神戸市須磨区行幸町２丁目２番５号　鹿取秀雄方
債務者　泉　　紀子（旧姓鹿取）
１　決定年月日時　平成23年９月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部